

朝霞市議会
請願第 3 号
平成28年 8月24日

## 請願書

件名：介護保険制度における要介護軽度者への給付継続を求める意見書  
採択についての請願

紹介議員

山下隆昭

介護保険制度における要介護軽度者への給付継続を求める  
意見書採択についての請願

平成 27 年 6 月 30 日「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(骨太方針)が閣議決定され、介護保険制度の利用者負担や要介護軽度者に対する給付の見直しを検討する方針が示されました。本年度の基本方針においては、給付の適正化等につき、工程表に沿った着実な実行を方針として示しています。

また、財政制度等審議会の財政制度分科会では、要介護軽度者に対する生活援助や福祉用具貸与等について、原則として自己負担とする制度への切り替えが提案されているところです。

しかし、いわゆる「要介護軽度者」は、適切なケアマネジメントによって、生活援助や福祉用具等の介護保険サービスを利用することで、生活の幅が広がり、社会参加が可能となっている方も多くおられます。例えば、手すりや歩行器等の軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折の予防や介護度の重度化を防ぎ、自立した生活の実現に寄与しています。また、安全な外出の機会を保障することにより、一人暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持にもつながります。

仮に、福祉用具貸与の利用が原則自己負担となれば、これらサービスを利用することが難しくなる人々もいます。その結果、転倒・骨折のリスクを増やし、介護度の重度化を招くことによって、社会保障費全体の増大へとつながることが懸念されます。要介護軽度者に対する生活援助(訪問介護)の自己負担化も同様であると言えます。

人的パワーを補い、介護環境の改善や介護負担の軽減にも寄与する生活援助、福祉用具の有効活用は、現政権が掲げる「新 3 本の矢」のひとつである「安心につながる社会保障」介護離職ゼロの実現にも貢献するものです。

よって、「介護保険制度における要介護軽度者への給付継続を求める意見書」を、国に提出することを求めます。

平成 28 年 8 月 24 日  
朝霞市議会議員 様

請願者 朝霞介護保険事業者協議会

会長 本田卓也

志木市本町二丁目 10 番 50 号  
(特別養護老人ホームブロン内)

